

平成 27 年度第 4 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 27 年 8 月 20 日（木）

於：高松サポート合同庁舎

旧中労委会議室

出席者 公益側 東、泉川、高塚、松浦  
労働者側 白石、十川、本田、山  
使用者側 田島、中川、濱田、福家、森川

議 題 (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する意義の申出でに  
ついて  
(2) その他

【賃金室長】 それでは、皆さんおそろいですので、ただいまより第 4 回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、お盆明けで大変お忙しい中御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書ですが、2 件あります。香川県労働組合総連合からのものと、香川県タクシー組合からのものがあります。

それから、本日は香川県労働組合総連合様から 3 名の方が傍聴されております。よろしく申し上げます。

本日の出席状況ですが、柴田委員及び横山委員、2 名が欠席でございますが、13 名の出席がありますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、松浦会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【松浦会長】 それでは、早速審議に入らせていただきます。

本日の議題でございます 2 件の異議の申出の件ですが、これについて事

務局のほうで簡単に御説明いただけますか。

【賃金室長】 皆様、御承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年7月7日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して改正決定についての諮問を行い、その後、2回の本審及び4回の専門部会での審議を経て、本年8月4日の第4回の専門部会におきまして結審し、局長宛て答申をいただいたところですが、この答申内容につきまして、最低賃金法第11条第1項に基づき公示したところ、同法第11条第2項による異議の申出がありましたので、同法第11条第3項により、この申出について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなったわけでございます。

この異議の内容につきましては、お手元の異議申出書写しのとおりでございます。

それでは、この異議申出について御審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと思います。

【松浦会長】 では、諮問を受けさせていただきます。

【藤永局長】 よろしく申し上げます。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【松浦会長】 事務局で念のためにこの諮問文を読み上げていただけますか。

【賃金室長】 はい。

【松浦会長】 では、お配りしていただいて。

(諮問文(写)配付)

【賃金室長補佐】 諮問文を朗読します。

香労発基0820第1号、平成27年8月20日。

香川地方最低賃金審議会会長、松浦明治殿。

香川労働局長、藤永芳樹。

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)。

標記について、香川県労働組合総連合から平成27年8月12日付け、香川県タクシー協同組合から平成27年8月19日付けをもって、最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見

を求めます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま諮問を受けましたので、審議させていただきます。

事務局のほうで、先程の異議の申出の件につきまして具体的な内容等を説明していただけますか。順番は、まず香川県労連のほうからお願いできますか。

【賃金室長】 それでは、まず、香川県労働組合総連合さんのほうから順番に御説明します。

まず、労働基準法第1条で、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」と定めているが、最低賃金額はこの規定にかなう水準でなければならないというところから始まっております。

早期に800円以下をなくし、2020年までに1,000円という雇用戦略対話の合意の達成を目指す改正をするべきである。答申の引上げでは最高額の東京907円と本県との差が188円と、ますます拡大し、労働者の流出に歯止めがかからない。

以上より、改正答申を認めることができず、再審議し、上積みを行うことを求めます。

併せて、要望が何点か書かれています。1つ目は、最低賃金は1,000円必要であり、一度にできないのであれば、到達年度を確認しつつ引上額を検討すべきということです。

2つ目として、再審議の前提として、答申額17円を妥当とした根拠について明らかにしてほしい。3つ目として、最低賃金を決めるに当たっては、中小企業への支援策が必要不可欠であるので、香川地方最低賃金審議会として、政府が行うべき施策について意見表明を行ってほしい。

4つ目として、現在の最低賃金額は、年金、健保など社会保障費は考慮されていない。使用者が社会保障費を負担しない労働者の最低賃金は社会保障費支出額を上乗せした金額を示すよう、政府や中央最低賃金審議会に意見を表明してほしいという要望もあわせて書かれております。

異議申出の理由として4点書かれています。1つ目は、時給719円で

は1,800時間働いて年収129万円にとどまり、最低賃金の目的である、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展につながらない。人間らしい最低限の生活を営むには改正後の時間額719円では到底不十分であるということ。

それから、2つ目として、2010年の雇用戦略対話で、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況を配慮しつつ全国平均1,000円を目指すとの政労使合意を行っているが、今回の改定額では到底達成できるか疑問である。

3つ目としましては、今回の改正答申で、AランクとBランクとの地方とは地域間格差が拡大した。生計費試算結果によれば、Bランクの京都や広島が生計費は本県を下回っている。25歳単身男性の必要生計費は年間265万円、173.8時間の時間換算で1,273円である。本年は中央最低審議会でも地域間格差の解消が大きなポイントとなったことから、全国一律最低賃金制導入の必要性について答申で言及することが重要である。

4つ目、最低賃金を引上げる企業はコストアップになるということですが、アベノミクス効果の恩恵を受けない本県において、中小企業の経営困難性は十分理解できることから、最低賃金の引上げとあわせた中小企業支援策の早急な活用が重要である。業務改善助成金、中小企業相談支援事業など、取り組みでは欧米に比べあまりに貧弱である。各種の助成策、融資制度の改善や借金返済猶予・凍結、税・社会保険料負担の考慮が強く求められるということが内容として書かれております。

それから、続きまして、香川県タクシー協同組合のほうから出された申出書については、私のほうから全文を読み上げまして御紹介いたしたいと思っております。

香川労働局長 藤永芳樹殿。

香川地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出書。

平成27年8月4日に香川地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金に関して、下記のとおり異議申出を行います。

異議申出事項。

今回の答申は、時間額を現行の702円から17円引上げることが適当

であるとするものですが、香川県の最低賃金を3年連続で2桁の額で上げるとともに、中央最低賃金審議会の目安額に上積みして大幅に上げるものとなっています。これはタクシー事業における賃金支払能力を全く無視した内容のものであり、まことに遺憾と言わざるを得ません。

もとより賃金の上げが実現され、経済が発展するとともに、県民生活がより豊かになることは、県民全員が等しく願うところであり、タクシー業界においても強く願望するものであります。

しかしながら、賃金の上げは、生産性が向上し、雇用の場が確保されるとともに、企業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の上げが先行するものではなく、大幅な最低賃金の引上改定に強く異議の申出をいたします。

タクシー業界は我が国の経済状況の影響を強く受け、長期的に輸送人員が減少傾向にある中で、平成14年2月から規制緩和を実施されたことにより、需給バランスの均衡が崩れるとともに、乗務員の労働条件が著しく悪化しました。

このため、平成26年1月27日に、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたところであり、これに基づき、地域の協議会において、適正化、活性化に取り組んでいくことになっているものの、昨年4月1日からの消費税引上げの影響もあり、いまだに労働条件を改善するまでに至っておらず、大変厳しい状況が続いております。

加えて、輸送人員の減少、燃料価格の上昇、一昨年度の自動車損害賠償責任保険料の大幅な引上げなど、タクシー事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。また、昨年4月1日から消費税率引上げに伴うタクシーメーターの改造費用は、事業者にとって大きな負担となっており、こうした中で、最低賃金の上げは事業存続に大きな影響を与え、労務倒産の危険性すら指摘されているところです。

貴職におかれましては、経済状況が業種により大きく異なっていることに御理解、御配慮を賜り、タクシー事業の実態を御理解いただき、最低賃金の改定に当たっては慎重な御審議をよろしくお願い申し上げます。

ということで、以上でございます。

【松浦会長】 どうも御苦労さまでした。

それでは、異議申出につきまして審議を行います。これは傍聴人の方の、申立人の意見陳述の要望が出されているんですかね。

【賃金室長】 はい。

【松浦会長】 それでは、御意見をお伺いしたいと思いますけども、せっかくお越しでございますので、特に反対ということであれば意見陳述は認めようと思いたいますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(特に発言なし)

【松浦会長】 それでは、香川県労連のほうの意見陳述につきましては、後で意見を述べていただきます。

2件提出されておりますけども、特段分離することなく、あわせて審議させていただきたいと思いたいます。

香川県労連といたしましては、17円では安い。1,000円ということを目指しておるので、しかるべく早急を実現してもらいたいというのが異議の趣旨かと思われまして、タクシー業界のほうは、現在のタクシー業界の実情を考えれば、3年連続の2桁の上昇にもなっているし、誠に遺憾であるということだと思われまして、それについて労使双方から御意見をいただきたいと思います。

まず、労働者側から御意見いただけますか。どなたか。

【本田委員】 それでは、私から。香川県労連から申出のあった内容でございますけども、これにつきましては事前に目を通しております。

内容につきましては、専門部会の審議の場におきまして、私どもの主張点、香川県の賃金実態との比較、組織労働者との比較、もう1点が全国的な比較、さらには、最低賃金の大幅改善を必要とする理由と、これらの趣旨についていろいろ論議をしてきたところでございまして、香川県労連様が出されておる内容とほぼ変わらないということでありまして。

私どももそういう中で、中小企業への支援策ということについては、審議会の場で局長さんをはじめ皆さん方にいろいろと要請はしているところでございまして、俗に言う雇用戦略対話合意、2020年まで1,000円、

早期の800円と、これらについては基本的には変わらないということで、いろいろな指標に基づきまして、当初は29円という額を提示いたしました。そういう中で、公労会議、公使会議というものを踏まえまして、我々としてもいろいろ論議をし、こういう結審になったということでございます。

また、一方では、今年の中賃、これにつきましても、中央の労働者側委員の基本的な態度というものについては3点ありました。地域における労働者の生計費及び賃金水準を重視すること、低所得労働者における物価上昇の影響に配慮すること、それからもう1点が、憲法第25条、最低賃金法第1条、労働基準法の第1条の趣旨に合致した最低賃金水準にすることということで、中賃の審議が行われました。

結果につきましては御承知のとおり、今年度も労使の意見の隔たりが大きく、最終的には公益見解が示され、香川県の実質的な審議が始まったわけです。

ここ数年、我々としては、県内のそういった中小の実態を踏まえまして、香川県の経済発展、雇用の流動を阻止しようというようなことは、使用者側委員の皆さんと思いは一緒でございます。使用者側の皆さん方にも、いろいろな我々の意見も聞いていただき、我々もまた、中小の経営者の実態というものも一方ではあるということを認識しております。今年の審議、最終的には公労使の皆さんと議論し、全会一致という結審をしたところでございまして、いろいろ異議の申し立てはあろうかと思えますし、内容については十分と言いがたいと思われるかもしれませんが、妥当性はあると私どもは判断しております。これが大きな意見でございます。

あと、追加として、絶対額という点におきましては今後も我々としても努力しなければいけないということですが、今年の結果は、13年連続で上げられ、上げ幅は過去20年間で最大ということでございます。

各県の結審状況を見ますと、目安額か目安プラス1円という結審が多いというような状況にありますので、香川県の結審内容が全国に好影響を与えるべく、目標に向けて来年以降も取組みをしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

【松浦会長】 タクシー業界のほうはまた後で伺うことにいたしまして、ほかに今の関係で御意見はございますか。よろしいですかね。

異議申立人のほうで何か御意見等、陳述されるものがあればどうぞ。

【堤香川県労働組合総連合議長】 どうもすいません。

【松浦会長】 手短によろしくお願いいたします。

【堤香川県労働組合総連合議長】 香川県労連、堤でございます。本日は、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

先程、本田委員もおっしゃったように、香川県は3年連続10円以上引上げ、いろいろ公労使ともに御苦労されたということは我々も十分理解しているつもりであります。しかしながら、やっぱり額的に不十分であるということを行わざるを得ないのではないかなと思います。

現在、香川県の事業所規模5人以上の平均労働時間は勤労統計で出ておりますけども、月140.8時間です。そうしますと、719円では10万1,000円そこそこにしかならない。一昨年4月に人事院が公表しました最低生計費11万4,720円にも届かない。また、香川県内の平均給与額の25万632円ということに比べれば、はるかに低額であると言わざるを得ません。私たちは、物価動向を考えれば、先程、本田委員からお話がありましたように、4%以上の引上げは本当に必要ではないかと考えております。

従って、今回の額は、そうした意味では非常に不満であるということをし添えておきます。

現在、私どもの仲間が、いわゆる標準生計費ということで生活体験をしています。そうしますと、飲みにも行けない、友達づき合いもできない、冠婚葬祭などはどうしても不義理をしてしまうとか、そうした意味で、低賃金では憲法第25条に保障する生活は到底できないということでありませぬ。低賃金で一度働けば、今、そこから抜け出せないというような実態があるのではないかなと思います。

そうした中で、使用者側のほうでは、最低賃金が上がればその企業が潰れるとか、もたないとか、そうした意見があることも承知しております。

しかし、それはそうした最低賃金で働いている人たちの声が本当に届いているかどうか、このことはやっぱりきちんと受けとめていただきたいなと考えているところでございます。

あわせて、今の日本の最低賃金額は、世界的なところと比較すれば非常に低額であると言わざるを得ません。

1つは、アメリカでは10.1ドルということへの引上げでオバマ大統領がそれにサインしているということでありまして、また、ロサンゼルスでは市長が現行給料を13.25ドルに引上げということを提案したのを、議会のほうが2020年までに15ドルまで引上げると、そうした法案も可決しているわけです。

あと、フランスやイギリスでも、福祉を合わせれば、イギリスでは1,300円程度、フランスでは1200円程度、そうした最低賃金額があるわけです。お隣の韓国でも、今年は現行600円から約650円へと、相当、額を上げています。東南アジア諸国でもそうした最低賃金額の引上げがどんどん行われており、それも大幅な額ということでもあります。

それから、2020年までの平均1,000円ということでもありますけれども、現在、全国の加重平均で、今回、798円と言われておりますけれども、全体的にほぼ目安額どおりでありますから、この798円という額は多分そのままいくと思います。ですから、いまだに800円にすら届いていない。これでは2020年までに平均の1,000円というのは到底無理ではないかと思えます。

従いまして、計画的に引上げを実施する、または大幅に引上げてしまう、もうこれしか方法はないと思っております。ぜひそうしたところの観点を御理解いただきたいと思っております。

それから、地域間格差の問題でありますけれども、やはり年々拡大しております。A B C Dのランクづけということもあると思っております。そのため、Cランク、Dランクの県は、幾ら引上げても、そもそも目安額がAランクとBランクが高いわけですから、だんだん地域間格差が広がっていきます。

総務省が今年2月に、住民基本台帳人口移動報告というものを発表して

おります。これを見ますと、最低賃金の高い都府県のほうには人口が増えているわけです。一方、低いCランク、Dランクの県からはどんどん人口が流出している。ですから、私どもが主張しております人口流出というものの裏づけになるのではないかと考えているわけです。

1つの例として、セブン-イレブンの募集金額を調べてみました。そうすると、香川県は702円から750円です。一方、東京では888円から1,350円。702円と888円というのは最低賃金なわけですから、高いほうと比較しても東京都と香川県では600円強の差が出ているということで、これではますます人口流出を防げないのかなと思っているわけがあります。

そうしたことから、この719円の答申額、御苦勞の跡はお伺いしておりますけれども、もっと引上げる必要があるのではないかと考えております。

以下は要望ということであります。

中小企業支援ですが、どうしても今の日本の支援策、予算額は、圧倒的に低いのではないかとすることは本当に感じております。

例えばアメリカでは5年間で8,800億円の法人税減税をやっているし、フランスでは社会保険料の負担ということで2兆円以上を投入しているわけです。そうした思い切った支援策を最低賃金改定と同時にやらなければ、何の意味もないかと考えているわけでありまして。

それから、支払能力についてちょっと述べさせていただきたいと思っております。

現在、最低賃金のこと、支払能力を条件としているのは日本だけではないかと思っています。そうした中で、支払能力を振りかざすのが果たして必要なかどうかということがあります。現在、香川県でこのところずっと上げ幅が引上げられていますけれども、それによって企業が倒産したとかいう話は聞いておりません。ですから、支払能力はあるはずなんです。そうした意味では、支払能力という項目をぜひ取り払っていただきたいというのがお願いであります。

それから、社会保険料の負担の件でありますけれども、社会保険料の負担

というのはどうしてもありますから、そうした要素も加味した最低賃金額ということも必要ではないかと思っております。ですから、そうした意味で、これらを審議会の意見として出していただき、そうした声が全国的に上がれば、厚生労働省も動かざるを得なくなるのではないかと思っております。

最後になりますけれども、審議会の公開であります。

私どもは、このところずっと、専門部会の公開ということをお願いしております。今は情報公開が本当に進んでおりまして、情報公開をしないほうが珍しくなっています。また、非公開の場合でも詳細な議事録を速やかに出す、そうしたところもあるわけです。

何が言いたいかということ、そうした会議の中で誰がどういう主張をしたか、誰がということは構いません。それは、公益側とか使用者側、労働者側とか、それぞれの側でも構いませんけれども、それらが本当に具体的にどういった主張をしたのか、私たちは知るよしがありません。ぜひそうした意味も含めて、公開について検討を深めていただきたいというお願いであります。

委員の皆さんにお話をさせていただきたいんですけども、最低のラインで働いている人たちの本当の声が届いているかどうかというのが、私はよく分かりません。働く貧困層と言われる人たちがダブルワークをし、トリプルワークをし、やっと自分の生活を守っている。そうした実態をぜひ受けとめていただいて、やはり大幅な最低賃金の引上げをお願いしたいということを申し上げまして、私からの発言とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

それでは、労働者側のほうで、タクシー業界についての御意見がございましたら、お願いできますか。

【山委員】 それでは、私から。香川にはありませんけれども、タクシーの組合も私ども抱えておりますので、一言申し上げたいと思います。

香川県タクシー協同組合さん、これ、会社、経営者側ですよ。

申し立て事項の内容の業界の厳しさというものは、働く側からも十二分

に承知しております。

この件につきましても、今、香川県労連の御発言にありましたように、意義申出書の1ページ目の真ん中あたりに、事業の支払能力に余力が生じて初めて可能になるものではと書かれていますが、やはり働く側からすると、私どもはいつも主張しておりますが、実はこの最低賃金そのものが、やはり企業さんの支払能力というのは通常の支払能力を指すのであって、特殊な状態の、倒産懸念があるとかいうところの業界については申し上げないけれども、法律の要素としては、我々は、今、3要素としてはそこまでは検討として考えていないということで、いつも主張しているのが1つです。厳しさは承知してはいますが、やはり働く側も生活ができないという、タクシー事業者の運転手というのが大変厳しい働き方をしていますので、これについては再度、通常の支払能力の上で検討していただきたいということを改めてまず主張しておきたいと思えます。

また、一方で、これは全ての最低賃金で使用者側とはその話になりますが、我々も、香川県労連さんがおっしゃったように、やはり1つは、中賃のほうの目安・ランクの問題です。いろいろ中央で決まっているものを、県の中で、それぞれタクシー業界の人も香川だけのタクシー業界を見るわけにもいきませんから、やはり全体のところは全体で、別なテーブルで議論をぜひしていただきたいということを、事務局、行政サイドには強くいつも申し上げていますし、このタクシー業界の件につきましても、ここに記載がございますように、平成26年に実は法改正が一度ありました。

ただ、記載のとおり、実態としては、事業者のほうもそこで働く者にも全然まだプラスの影響が出ていません。それはまさにおっしゃっているとおりでございますので、了解はしますけど、見る側が違いますので。気持ちはよく分かりますけども、やはりこのあたりは、先程の中賃と同様、県のレベルでも我々は主張していますが、先程も香川県労連さんが言われたような、地場中小企業だけではなくて、こういった最低賃金が特に影響のある業界・業種についても特段の、特に県を超えた中央レベル、国レベルの施策は、常に我々も主張した上で審議してきているということもぜひ御理解賜れればと思っております。

ちょっと雑駁ですが、以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、よろしいですか。

それでは、使用者側の御意見を承りたいと思います。

【福家委員】 今、労働者側委員の方々の述べたことと、そう変わるものはあまりございません。先程の2つの組合の意見書の説明も、納得する部分もございます。

いろいろ経済指標では明るさも見え始めて、景気も上向いてきたという感触は確かにあるんですけども、一方、まだまだ原材料の高騰であるとかエネルギーの不安とか、中小企業にとっては非常に厳しい環境にあります。

最近のニュースでも、中国の人民元の基準が切下げられたとか、また、GDPの水準が少し悪くなっているとか、そういうふうなことで、我々、将来の先行きが非常に不透明感のあるところでございます。

そのような中で、今回、中賃目安、これも想定外のところもありましたけれども、これからのデフレ脱却、あるいは景気の好循環を生み出すため、使用者側としてもそういう期待を込めて、ぎりぎりの目安プラス1円ということで一致を得たわけでございます。

私どもも非常に厳しい状況にはありますけれども、国や局の中小企業に対する支援、助成策、そういったことをしっかりとお願いしたいところでございます。

今後は、雇用を守り、また、決まりました最低賃金に対しまして法令順守していくことを徹底したいと思います。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

他に御意見ございますか。よろしいですか。タクシー業界は、特段、それについてもよろしいですかね。

それでは、大体意見をお伺いいたしまして、きょうお越しになっておられる香川県労連さんの御意見は、ごもっともなところもございませぬ。それにつきましては、おおむね労働者側のほうからは厳しく主張なされまして、

使用者側のほうもそれに対して、現在の経営状況等、地域の実情を述べられまして、さらに激しく議論させていただきました。その結果、労使双方プラス17円ということで何とか合意できましたことを御理解いただきたいと思います。

それらの審議の経過を考えまして、当審議会におきましても、プラス17円の改正決定の額につきましては、ここで変更をするということは考えるべきではないと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは、御同意いただきましたので、この旨、香川労働局長に答申させていただきます。

【賃金室長】 5分ぐらい、少し休憩をいただいて準備します。

【松浦会長】 では、答申文作成等で5分ぐらい休憩させていただきますのでよろしく願います。

(休憩)

【松浦会長】 大体、案ができましたですか。

【賃金室長】 はい。

【松浦会長】 それでは、再開いたしますので、案をお配りしていただけますか。

(答申文(写)配付)

【松浦会長】 では、事務局でこの案を読み上げていただいて、再度、確認の意見を聴取したいと思います。

【賃金指導官】 平成27年8月20日、香川労働局長、藤永芳樹殿。  
香川地方最低賃金審議会会長、松浦明治。

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)。

平成27年8月20日、貴職から、8月12日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合及び香川県タクシー協同組合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記 平成27年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは、この答申案で答申させていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは、答申させていただきます。

(会長から局長へ答申文を手交)

【松浦会長】 それでは、ただいまの案で答申させていただきました。

局長、何か一言ございますか。

【藤永局長】 それでは、一言だけ御礼申し上げます。

本日諮問いたしました最低賃金審議会の意見に関する異議の申出につきまして、早速御審議をいただき、ただいま御答申いただきました。まことにありがとうございます。

当県の最低賃金の審議につきましては、先程も室長のほうからありましたように、7月7日にスタートし、本審3回、専門部会4回、大変熱心かつ慎重に御審議いただき、決定したところであります。

若干、感想のようになりますけれども、中央の目安というのがありますので、参考にしながら、香川県の賃金の状況とか動向、あるいは経済情勢全般、そういったようなものを見ながら、最終的には香川県そのものの立ち位置のようなものまで、本当に、まさに総合的に勘案していただいて、労使の委員の皆様方に最終的に御決断いただいたと思います。また、会長をはじめとする公益の委員の皆様の方の最終的な御判断により決定したものと、事務局として見ておりました。

まだ全国的には審議の続いている地域もございます。今年はやはり、目安の影響か、若干難航している審議会もあるようではありますが、当香川県におきましては、今、申し上げたとおり、公労使の皆様方の熱心かつ慎重な審議と御決断、そういったものにより、全国でもトップで全会一致でまとまったところであります。

ちなみに、同じCランクの14県は全て結審しておりますけれども、14県中、目安プラス1円になった県は香川県を含めて2県のみでございます。

した。そういった意味でも、最終的な良い決断をしていただいたものと思います。改めて御礼を申し上げます。

今後は、10月1日の施行に向けまして速やかに改正手続きに入りますとともに、新しい最低賃金の周知、履行の確保、それから、加えまして、中小企業の支援策の利用の促進、そういったようなものに万全を尽くして取り組んでまいりたいと思います。

委員の皆様方には、小休止の後、特定最賃の審議が始まりますけれども、また引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、御礼の挨拶とさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうで今後のスケジュール等を説明していただけますか。

【賃金室長】 本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金の決定を行います。本日の午前中にすぐに公示手続を行いまして、8月31日公示予定となります。公示されますと、指定発効となりますので、10月1日に法的に発効されるということになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、第4回目の本審を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

了